

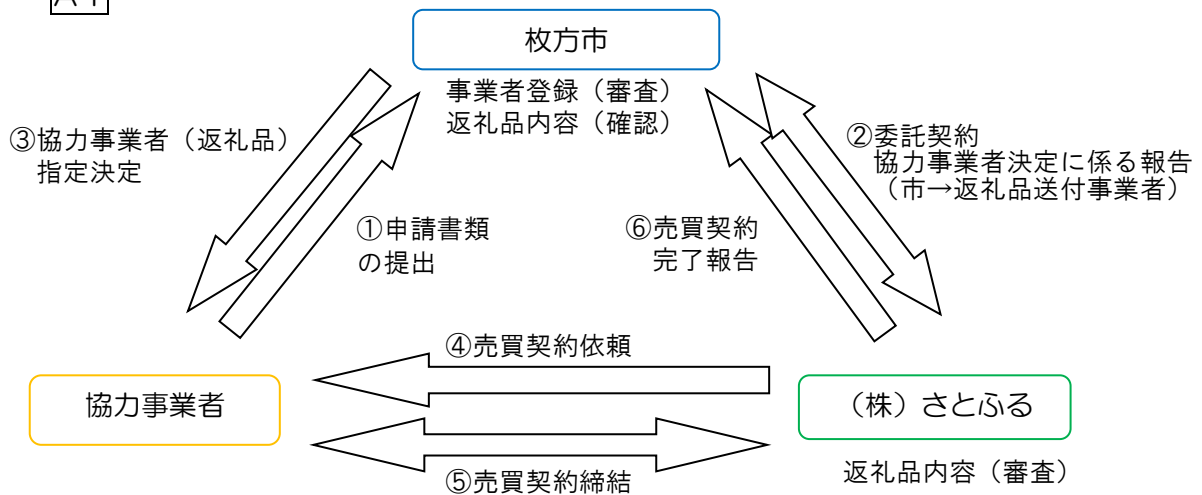
枚方市ふるさと寄附金返礼品協力事業者公募要項に関するQ&A

※「枚方市ふるさと寄附金返礼品協力事業者公募要項」をもとに作成したものです。
 ※本 Q&A に記載されている内容については、今後、ふるさと寄附金（納税）制度に関連する法・制度改正及び、国・府等からの指針によっては、変更する可能性があります。

ふるさと寄附金推進事業全般について

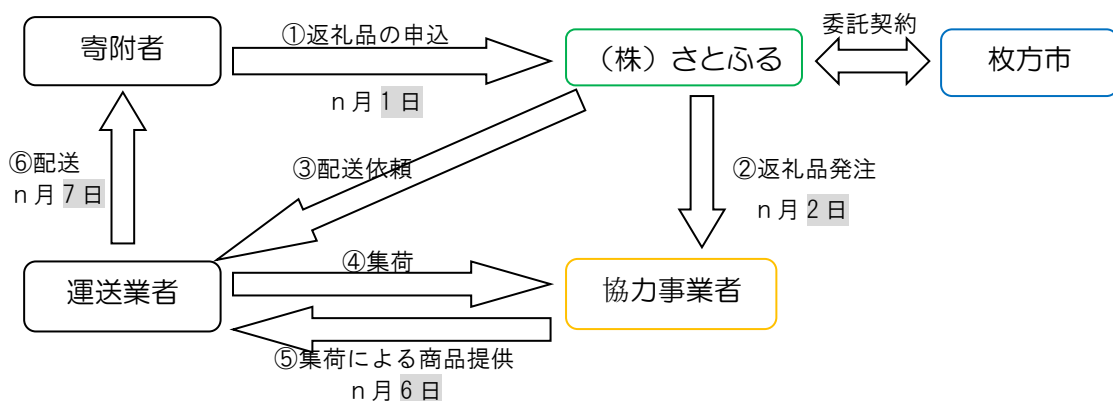
Q1 協力事業者、(株)さとふる、枚方市の関係はどのようなものか。

A1



Q2 協力事業者は、(株)さとふると売買契約を結ぶとあるが、発注から返礼品の発送までの流れはどのようなものか。

A2 標準的な流れ（寄附受付日をn月1日とした場合）



Q3 返礼品の提供を取り止めざるを得ない事象とはどのようなものか。

A3 天候不順や社会的事由による原材料の不足や原材料費の高騰等により、返礼品の提供の継続が困難な場合、協議を行いますので、枚方市の担当まで申し出てください。

協力事業者について

Q4 2. (ア)～(ウ)の全ての要件を満たす事業者が連携して返礼品を提供する場合はどのような手続きになるのか。

A4 代表される事業者から手続きを行っていただければ、可能となります。

Q5 2. (ウ)「枚方市に納税義務を有しない場合」とは、どのようなものか。

A5 個人・法人市民税、固定資産税、軽自動車税など枚方市税の全てに課税がない場合のことを指します。

Q6 滞納無証明書、納税証明はいつ時点のものを提出すればいいのか。

A6 証明書類は発行日から1ヶ月以内のものを提出してください。なお、証明書類の提出時期は、別途、市からご案内します。

Q7 例えば、本社が枚方市外にあり、枚方市内の工場で取り扱う商品を申請する法人、または個人事業者において、申請書や誓約書を作成する場合、各申請者欄の記載は、どのようにするのか。

A7 法人の場合は、本社の代表者を申請者としてください。したがって、住所、商号名、法人印等は本社のもを記載、使用してください。また、個人事業者の場合は、店舗等の所在地、商号名、個人印（実印）を使用してください。

返礼品について

Q8 3. (1) (ア)「枚方市のPRにつながる魅力があり」とは、どのようなものか。

A8 枚方の名産や名物として広く知られているものに加え、枚方の魅力を発見または再認識できる商品を対象とします。お礼品登録シートには、そうした趣旨（PR）の記載をお願いします。

Q9 3. (1) (ア)「平成31年総務省告示179号第5条（地場産品に係る基準）」について、コーヒーなど原材料を枚方市外から調達し、枚方市内で加工しているものは、対象となるのか。

A9 上記の場合、焙煎という重要な加工を枚方市内で行っている場合、対象としています。対象となるもの（サービス）かどうか判断に迷う場合は、枚方市担当へお問い合わせ下さい。（本市で判断がつかない場合は、大阪府へ確認します。）

Q10 ワークショップなどの体験型サービスの提供などは対象となるのか。また、体験型サービスの提供を行う場合、市外で提供しても良いのか。

A10 ワークショップなどの体験型サービスの提供も対象とします。
サービス提供のためにチケットを送付される場合、国通知に基づき、チケットには金額は明示しないなどの制限があります。
なお、体験型サービスの市外での提供については、「平成31年総務省告示179号第5条（地場産品に係る基準）」に該当しないため、対象にはなりません。

Q11 3. (1) (ウ)「安定供給」とは、どのような意味か。

A11 返礼品の有効期間内における寄附の申し込みに対して、在庫不足等で返礼品の送付が不可能な状態になることなく、商品を安定して供給することができることを意味します。

Q12 農産物は対象となるのか。また、対象とする場合は、賞味期限の考え方はどのようなものか。

A12 安定供給ができるものであるならば、対象とします。賞味期限については、寄附者に到着後 5 日間以上が保証されているものとしています、なお、「さとふる」を介しての寄附申し込みから配送までには 1 週間程度を要します。(Q2を参照)

Q13 提供期間や季節が限定される返礼品の提供は可能か。

A13 春夏向けの商品や秋冬向けの商品など、商品の特性上、季節によって商品を変更することで魅力が高まるなどの理由がある場合は、提供期間や季節が限定される返礼品の取り扱いを行います。
また、手作りなどの理由で期間中、大量に用意できない場合は、数量限定の取り扱いを行います。

Q14 返礼品の提供価格の考え方はどのようなものか。

A14 寄附者の利便性を高めるため、寄附額は 1 万円単位とし、協力事業者が提示した返礼品の提供価格が寄附額の 3 割を超えないよう設定します。
例えば、返礼品の提供価格が 3,300 円(税込)の場合、寄附額 1 万円にすると 3 割を超えるため、寄附額 2 万円に設定します。
10 万円を超える寄附金額を設定することも可能ですので、枚方市担当までご相談ください。

Q15 3. (3) (ア) にて、1 事業者にて同一の価格区分 2 品を限度とする条件について、季節商品や期間限定商品を扱う場合は、どのように考えるのか。

A15 季節限定商品や期間限定商品の場合、返礼品として提供する期間が重ならなければ入れ替えを可能とし、1 品として取り扱います。例えば、A 商品を 4 月から 9 月まで提供し、B 商品を 10 月から 3 月まで提供する場合は、あわせて 1 品として取り扱いますが、A 商品を 4 月から 10 月まで提供し、B 商品を 9 月から 3 月まで提供する場合は 9 月から 10 月までの期間が 2 品となるため、2 品として取り扱います。
こうした形式で返礼品を提供しようとする場合は、申請時にその旨を記載してください。

その他

Q16 4. (3)「市から提示のあったお礼状のシール」は、どのように取り扱うのか。

A16 市が作成・送付するふるさと寄附金に関するシールを、梱包した返礼品に貼付してください。

Q17 4. (1) 返礼品の送料は市が負担するということが、梱包代等はどういう扱いになるか。また、配送に際し、クール対応などの特別な対応は可能か。

A17 返礼品の送付に係る梱包代（箱・梱包材等）については、協力事業者の負担でお願いします。なお、(株)さとふるから協力事業者への返礼品の実費額の振込みにかかる手数料は協力事業者の負担となります。

クール対応については原則、市が負担しますが、運搬に著しく費用がかかる場合、予算の関係上、お受けできません。

Q18 協力事業者に対して、返礼品の送付先が知らされるのか。

A18 個人情報保護の観点から、返礼品送付先の寄附者の住所・氏名等の情報はお知らせできません。

また、返礼品の配送誤りを防ぐため、集荷時、協力事業者には、(株)さとふるが作成した送付書を返礼品に貼付していただきます。

Q19 寄附者からのクレームには、どのような対応となるのか。

A19 原則、(株)さとふるのコールセンターが一括で対応します。なお、場合によっては、9. (1)「協力事業者は、提供した返礼品の品質、性能等に関する苦情、事故に対しては、責任を持って誠実に対応しなければならない。」のとおり、協力事業者へ対応を求めます。

Q20 返礼品の発注について、時期的な増減はあるのか。

A20 所得税や住民税の算定根拠が1月から12月までの年間所得であることから、全国的に12月に寄附が集中する傾向にあり、本市においても同様です。

Q21 新規の協力事業者及び返礼品の追加について、随時となっているが一年中いつでも応募することができるのか。

A21 いつでも可能です。「枚方市ふるさと寄附金返礼品協力事業者公募要項」に基づき、申請してください。

※ その他、公募に関する質問等については、以下へお問い合わせください。

市長公室 広報プロモーション課（枚方市役所別館3階）

TEL：072-841-1258（直通）

FAX：072-846-5341

Email：furusato-kifu@city.hirakata.osaka.jp